

令和7年第1回

印西市教育委員会臨時会会議録

令和7年3月28日（金）

令和7年第1回印西市教育委員会臨時会会議録

日時：令和7年3月28日(金)午後3時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号

印西市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定について

日程第 4 議案第2号

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	豊 田 光 弘
3 番	委 員	長 尾 香 奈
4 番	委 員	屋 敷 毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(3名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 課 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

(15時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和7年第1回印西市教育委員会臨時会を開会いたします。

本臨時会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、屋敷委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

それでは、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

(議案第1号)

職 務 代 理 者

日程第3 議案第1号 印西市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第1号 印西市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定について。

印西市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則を次のように制定する。

令和7年3月28日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案第1号の審議資料をご覧くださいと思います。

まず、本案ですけれども、令和7年度から生涯学習課のほうで学童クラブに関する業務を行うことから、このたび規則を制定させていただくものでございます。

審議資料をご覧ください。

1の制定の要旨は、児童福祉法第34条の8第2項から第4項に規定に基づ

き、放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものでございます。

2、条文の内容でございます。

(1)趣旨、第1条は、規則制定の趣旨について規定するものでございます。

(2)開始の届出、第2条は、放課後児童健全育成事業の開始の届出について規定するものでございます。

(3)変更の届出、第3条は、放課後児童健全育成事業の変更の届出について規定するものでございます。

(4)廃止又は休止の届出、第4条は、放課後児童健全育成事業の廃止または休止の届出について規定するものでございます。

(5)委任、第5条は、この規則の委任について規定するものでございます。

3、附則。

(1)施行期日は、令和7年4月1日でございます。

(2)経過措置は、施行の日の前日までになされた行為について規定するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

申し訳ございません。

説明の訂正をさせていただきたいのですけれども、1の制定の要旨の中の、「第34条の8第2項から第4項の規定に基づき」が正しくなりますので、「に規定に基づき」というのを「の規定に基づき」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

職務代理者

はい、分かりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

長尾委員。

長尾委員

この放課後児童健全育成事業というのは、学童クラブとはまた別で、放課後ですけれども、例えば、放課後子ども教室とか、そういうことでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

放課後児童健全育成事業というのは、学童クラブのことでございます。

長尾委員

じゃ、その放課後子ども教室とかは、この中に入らないということでしょうか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

この中には入らないものでございまして、今回の規則に関する内容については、学童クラブに関する内容の規則でございます。

長尾委員
職務代理者
各委員
職務代理者
屋敷委員
職務代理者

ありがとうございます。
ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。
なし
屋敷委員、いいですか。
はい。
じゃ、質疑なしと認めます。
議案第1号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第1号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職務代理者

日程第4 議案第2号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第2号 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について。

印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和7年3月28日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案第2号の審議資料をご覧ください。

本案でございますけれども、議案第1号と同様の理由で、新たな管理規則を制定させていただくものでございます。

1、制定の要旨は、印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例第24条の規定に基づき、印西市立学童クラブの管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

2、条文の内容でございます。

(1)趣旨、第1条は、クラブの趣旨について規定するものでございます。

(2)定員、第2条は、クラブの定員について規定するものでございます。

(3)入所の申請、第3条は、クラブの入所の申請について規定するものでございます。

(4)入所の許可、第4条は、クラブの入所の許可について規定するものでございます。

(5)退所、第5条は、クラブの退所について規定するものでございま

す。

(6) 保護者の義務、第6条は、クラブの保護者の義務について規定するものでございます。

(7) 保育料の納付、第7条は、クラブの保育料の納付について規定するものでございます。

(8) 保育料の返還、第8条は、クラブの保育料の返還について規定するものでございます。

(9) 保育料の減免、第9条は、クラブの保育料の減免について規定するものでございます。

(10) 諸帳簿、第10条は、クラブの諸帳簿について規定するものでございます。

(11) 指定管理者の指定の申請、第11条は、指定管理者の指定の申請書等について規定するものでございます。

(12) 指定の通知、第12条は、指定管理者の指定の通知について規定するものでございます。

(13) 申請内容変更の承認等、第13条は、指定管理者の申請の内容の変更の承認等について規定するものでございます。

(14) 指定の辞退、第14条は、指定管理者の指定の辞退について規定するものでございます。

(15) 委任、第15条は、この規則の委任について規定するものでございます。

3、附則。

(1) 施行期日は、令和7年4月1日でございます。

(2) 経過措置は、施行の日の前日までになされた行為について規定するものでございます。

裏面でございます。

4、別表は、クラブの定員について規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

職務代理者

ありがとうございます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

長尾委員。

長尾委員

条例第11条第3項の「条例第15条のその他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする」の第8号の「ISOを取得している者は登録証の写し」とあるのですが、ISOというのは、ちょっとよく分からなくて、調べたら国際標準化機構というのが出てきてしまって、ISOというのはどういうものなのか、詳しく教えたいと思います。

職務代理者

暫時休憩いたします。

(15時45分)

(15時47分)

職務代理者

それでは、再開いたします。

生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

この第11条につきましては、指定管理者の指定の申請に関する事項でございまして、その中に、添付書類としてISOを取得している者はその写しを併せて添付してくださいという内容でございまして。

このISOと申しますのは、その会社の製品ですとかサービスの品質、安全性、環境保護などに関して、国際的な基準がございまして、基準を満たしている場合に、その登録がなされるわけですけれども、そういった登録がなされている企業様の場合には、そういうものを添付していただくという内容でございまして、申請に当たりましては、そういう書類を提出していただくのですが、ISOを取得していることは必須ではないというところでございまして。

以上でございまして。

職務代理者

よろしゅうございますか。

長尾委員

ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

(閉会の宣告)

教育長

ありがとうございました。

では、以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます

令和7年第1回印西市教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(15時48分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月28日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 屋 敷 毅